

平成28年第4回定例会提出議案の説明資料（第2集）

議案 番号	件名	担当部課	頁
15	柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	1
16	柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	2

議案第15号 柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号は、特別職の職員及び議員の期末手当の支給割合を改定するため、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市特別職職員給与条例の一部改正（改正条例第1条及び改正条例第2条関係）

特別職の職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第5条第2項関係）。

支給月	改正前	改正後	
		平成28年度	平成29年度以後
6月	1. 925月分		1. 975月分
12月	2. 175月分	2. 275月分	2. 225月分

2 柏市議会議員報酬等支給条例の一部改正（改正条例第3条及び改正条例第4条関係）

議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第5条第2項関係）。

支給月	改正前	改正後	
		平成28年度	平成29年度以後
6月	1. 925月分		1. 975月分
12月	2. 175月分	2. 275月分	2. 225月分

3 平成28年度分の期末手当に関する部分は公布の日から、平成29年度以後の年度分の期末手当に関する部分は平成29年4月1日から施行すること。

## 議案第16号 柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第16号は、国家公務員の給与改定に準じた一般職職員の給料月額、扶養手当の支給額、勤勉手当の支給割合等の改定及び千葉県教育職員の給与改定に準じた教育職員の給料月額等の改定を行うため、柏市一般職職員給与条例等の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

### 1 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第1条関係）

- (1) 初任給調整手当の限度額を改定すること（第11条の4第1項関係）。
- (2) 勤勉手当の支給割合を改定すること（第22条第2項及び附則第15項関係）。
- (3) 職員の給料月額を引き上げること（別表第1から別表第3の2まで関係）。

### 2 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第2条関係）

- (1) 子以外の扶養親族に係る扶養手当は行政職給料表（一）9級の職員等に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を6,500円（行政職給料表（一）8級の職員にあつては、3,500円）に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を10,000円に引き上げること（第10条及び第11条関係）。
- (2) 勤勉手当の支給割合を改定すること（第22条第2項及び附則第15項関係）。

### 3 柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例（平成27年柏市条例第20号）の一部改正（改正条例第3条関係）

平成28年4月1日からの給料月額改定に伴う給料に係る経過措置の見直しを行うこと（附則第17項関係）。

### 4 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、2及び(3)は、平成29年4月1日から施行すること。
- (2) 1(1)及び(3)並びに3は平成28年4月1日から、1(2)は同年12月1日から適用すること（改正附則第2項関係）。
- (3) 2(1)の扶養手当に関する経過措置を設けること（改正附則第5項から第8項まで関係）。